

届出・証明・パスポート

戸籍の届出

住民課 戸籍係 ☎64-7701

戸籍に関する主な届出

種類	届出人	届出期間	届出場所	届出に必要なもの
出生届	生まれた子の父または母	生まれた日を含めて14日以内	子どもの父か母の本籍地、住所地が生まれた場所の市区町村	<input type="checkbox"/> 出生届書(出生証明書) <input type="checkbox"/> 母子健康手帳
死亡届	親族ほか	死亡の事実を知った日から7日以内	死亡した人の本籍地、届出人の住所地、死亡地の市区町村	<input type="checkbox"/> 死亡届書(死亡診断書) <input type="checkbox"/> 届出人の印鑑(埋火葬許可申請のため)
婚姻届	夫になる人 妻になる人	届出をした日から効力が生じます。	夫になる人が妻になる人の本籍地、住所地の市区町村	<input type="checkbox"/> 婚姻届書 <input type="checkbox"/> 届出する市区町村に本籍がないときは、戸籍謄本(全部事項証明書) <input type="checkbox"/> 顔写真付きの公的身分証明書
離婚届	夫・妻 裁判による離婚のときは、申立人(確定日から10日を経過したときは、相手方も届出できます。)	届出をした日から効力が生じます。裁判による離婚のときは、確定の日から10日以内	夫婦の本籍地か住所地の市区町村	<input type="checkbox"/> 離婚届書 <input type="checkbox"/> 届出する市区町村に本籍がないときは、戸籍謄本(全部事項証明書) <input type="checkbox"/> 裁判による離婚のときは、調停調書の謄本、審判または判決のときは、その謄本と確定証明書 <input type="checkbox"/> 顔写真付きの公的身分証明書

戸籍届出の取扱時間

受付時間	受付場所	気をつけていただくこと
平日(月曜日～金曜日) 8:30～17:15	住民課窓口	日直に届出をされる方は、業務時間中の窓口での事前審査をお勧めします。 ※訂正箇所があった場合、再度お越しいただくことがあります。
土日・祝日 9:00～17:00	住民課窓口(日直扱い)	

●上記以外の時間の届出は、事前に住民課戸籍係までお問い合わせください。

住民登録

住民課 住民係 ☎64-7701

住民異動に関する主な届出

届出の種類	届出の期間	届出人	届出に必要なもの
転入届	町内に引っ越してきたとき	転入した日から14日以内	本人又は世帯主、代理人(委任状が必要)
転出届	町外へ引っ越すとき	転出予定日の1ヶ月前から	本人又は世帯主、代理人(委任状が必要)
転居届	町内で住所が変わったとき	転居した日から14日以内	本人又は世帯主、代理人(委任状が必要)
世帯変更届	世帯の分離・合併、世帯主の変更	変更があった日から14日以内	本人又は世帯主、代理人(委任状が必要)

- 上記届出には、本人確認(代理人の場合は、代理人の本人確認)ができる写真付きの公的証明書(運転免許証など)が必要です。写真付きの証明書がない場合は、2点の証明書が必要です。(健康保険証・年金手帳など)
- 転入届、転居届については、新しい住所に住み始めた日からの手続きとなります。
- 各種制度(国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療など)に該当している人は別に手続きが必要です。
- 小学校・中学校に在学する児童・生徒がいる人、児童手当、児童扶養手当などは別に手続きが必要です。

印鑑登録

住民課 住民係 ☎64-7701

区分	必要なもの	備考
本人が申請する場合	<input type="checkbox"/> 登録する印鑑 <input type="checkbox"/> 本人確認書類(運転免許証やパスポートなど顔写真が添付された官公署発行の公的身分証明書を1点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人確認書類が顔写真付きの公的身分証明書でない場合、即日登録はできません。郵送で書類を本人宛に送付するなどの手続きがあるため、登録までに数日かかります。
代理人が申請する場合	<input type="checkbox"/> 登録する印鑑(申請者本人のもの)	<ul style="list-style-type: none"> ● 代理人申請の場合、即日登録はできません。 ● 書類をお渡ししますので、まずは窓口にお越しください。

- 登録する印は一人一個に限り、同じ世帯で同一の印影は登録できません。
- 意思能力(自己の行為の結果を判断し得る心理上の能力)を欠く人は印鑑登録を行うことはできません。(15歳未満の人、印鑑登録の意思表示の出来ない人がそれに該当します。)
- 縁のない印鑑、破損している印鑑、ゴム印、氏名以外の事項をあらわす印鑑などは登録できません。

各種証明

住民課 戸籍係・住民係 ☎64-7701

区分及び種類	金額	申請できる人	必要なもの	
戸籍	戸籍謄抄本(全部・個人事項証明書)	450円	原則として本人、配偶者または直系の親族に限ります。 ※戸籍に関する証明は、本籍地のある市町村でのみ発行できます。	<input type="checkbox"/> 窓口に来る人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 代理人の場合は委任状
	除籍謄抄本(全部・個人事項証明書)	750円		
	改製原戸籍(昭和・平成)	750円		
	戸籍記載事項証明	350円		
	戸籍の附票	300円		
	戸籍届出受理証明書	350円	原則として本人。本人以外の場合承諾書もしくは委任状が必要です。	
	身分証明書	350円		
住民基本台帳	住民票の写し	300円	本人、または同じ世帯の人。代理人の場合は委任状が必要になります。 ※住所が同じでも別世帯の場合は委任状が必要です。	<input type="checkbox"/> 顔写真付きの公的身分証明書 <input type="checkbox"/> 本人確認書類等
	住民票記載事項証明	300円		
	公的年金現況証明	無料		
	広域交付住民票	300円	本人、または同じ世帯の人。	
	個人番号カード(再発行)	1000円	原則として本人 ※詳しくはお問い合わせください。	
印鑑登録	印鑑登録証明書	300円	本人、代理人(委任状不要)	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証
	印鑑登録証の交付・再交付・印鑑の変更	200円	上記の「印鑑登録」参照	<input type="checkbox"/> 登録する印鑑 <input type="checkbox"/> 顔写真付きの公的身分証明書

届出・証明・パスポート

旅券(パスポート)の申請

住民課 住民係 ☎64-7701

玉村町に住民登録している人は、玉村町役場での申請・受け取りとなります。

申請に必要な書類

必要なもの	備考
<input type="checkbox"/> 一般旅券発給申請書 1通	●申請書は有効期間が10年用と5年用があります。ただし、18歳未満の人は5年用旅券の申請のみとなります。(年齢は申請日現在)
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本(全部事項証明書) 1通	●申請日前6ヶ月以内に発行されたもの ●有効期間内に旅券を切り替える場合で、氏名・本籍地の都道府県名に変更がない場合は不要です。 ●同一戸籍内の家族が同時に旅券の申請をする場合は、戸籍謄本1通で申請できます。
<input type="checkbox"/> 写真 1枚	①申請者本人のみで、6ヶ月以内に撮影されたもの ②縦45mm×横35mm(ふちなし。頭は頭頂から顎までが34mm±2mm) ③正面向き、無帽、無背景、影のないもの ●規格外の写真や不適当な写真は受付できません。撮り直しをお願いすることになります。 ●写真の裏面に氏名を記入し、申請書に貼らずにお持ちください。
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 ※該当する証明書がないなど、本人確認書類についてご不明な点は事前に窓口にお問い合わせください。	●顔写真が添付された官公署発行の公的身分証明書(運転免許証、個人番号カード、写真付き障害者手帳など) ●原本で有効なものに限ります。(コピー不可) ●代理人が提出する場合は、申請者の「本人確認書類」と代理人の「本人確認書類」それぞれの原本が必要です。
<input type="checkbox"/> 前回取得した旅券	●有効中の旅券をお持ちの方は、残りの有効期間は切り捨てになります。

※旅券の申請書は申請者が指定した人が代理で提出することができます。ただし、旅券の受け取りは申請者ご本人のみです。

※旅券の紛失、盗難による発給、記載事項の変更(本籍・氏名変更時)、居所申請、代理申請などについては、窓口にお問い合わせください。

旅券(パスポート)の受け取り

住民課 住民係 ☎64-7701

- 旅券は、必ず申請者ご本人が窓口でお受け取りください。
- 旅券は、受け取り予定日以降、早めにお受け取りください。
- 受け取りの際は、申請時にお渡しする「旅券引換書」及び手数料(収入印紙、群馬県証紙)が必要です。

種別	10年旅券	5年旅券		取り扱い所(玉村町内)
年齢	18歳以上	12歳以上	0~11歳	
収入印紙	14,000円	9000円	4000円	玉村町役場会計課、各郵便局
群馬県証紙	2000円	2000円	2000円	玉村町役場会計課、佐波伊勢崎農業協同組合各支店
合計	16,000円	11,000円	6000円	

旅券(パスポート)窓口のご案内

住民課 住民係 ☎64-7701

受付時間		受け取りまでの日数
申請	交付(受け取り)	
月曜日~金曜日 9:00~16:30	月曜日 9:00~19:00 火曜日~金曜日 9:00~16:30	申請日から起算して6日目 (土日、祝日、年末年始を除いて計算する)

※土日、祝日・年末年始(12月29日~翌年1月3日)は、お休みです。

その他届出(農地転用・土地取引など)

経済産業課 ☎64-7709 / 農業委員会事務局 ☎64-7710 / 農業公社 ☎64-3122 / 都市建設課 ☎64-7707

このようなとき	ここへ	必要なもの	備考
農地の耕作目的での権利移動		<input type="checkbox"/> 農地法3条許可申請書一式 <input type="checkbox"/> 農地法3条の3届出書一式(相続したとき)	
農地を農地以外の用途に使うとき (権利移動を伴わないもの)	農業委員会事務局	<input type="checkbox"/> 農地法4条許可申請書一式 <input type="checkbox"/> 農地法4条届出書一式(市街化区域内)	
農地を農地以外の用途に使うとき (権利移動を伴うもの)		<input type="checkbox"/> 農地法5条許可申請書一式 <input type="checkbox"/> 農地法5条届出書一式(市街化区域内)	
農業者年金	加入申し込み・相談は農業委員会事務局又はJAへ		
農地の貸し借り	玉村町農業公社へ		
大規模な土地取引をしたとき (市街化区域2,000㎡以上、市街化調整区域5,000㎡以上)	都市建設課 都市計画・ 企業誘致係	<input type="checkbox"/> 土地売買等届出書3部 <input type="checkbox"/> 土地の位置を明らかにした図面(1/50,000以上) <input type="checkbox"/> 土地及びその付近の状況を明らかにした図面(1/5,000以上) <input type="checkbox"/> 土地の形状を明らかにした図面(公図等) <input type="checkbox"/> 土地売買等の契約書の写し等 ※上記書類(届出書以外)を2部提出	国土利用計画法に基づく土地売買等の届出
都市計画施設(計画道路等)などの区域内に建築するとき	都市建設課 都市計画・ 企業誘致係	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 位置図(都市計画図等) <input type="checkbox"/> 配置図(1/500以上) <input type="checkbox"/> 建築物の平面図 <input type="checkbox"/> 2面以上の建築物の断面図(1/200以上) ※上記書類を2部提出	都市計画法第53条許可申請
都市計画施設(計画道路等)にかかる200㎡以上の土地取引、又は市街化区域内の5,000㎡以上の土地取引をするとき	都市建設課 都市計画・ 企業誘致係	<input type="checkbox"/> 土地有償譲渡届出書 <input type="checkbox"/> 位置図(1/10,000程度) <input type="checkbox"/> 案内図(1/2,500程度) <input type="checkbox"/> 登記事項証明書の写し(登記簿謄本) <input type="checkbox"/> 公図の写し <input type="checkbox"/> 求積図(実測面積が登記簿面積と異なる場合のみ)	公有地の拡大の推進に関する法律の届出
景観形成ゾーンごとに設定されている規模を超える建築物や工作物の建築や外観を変更する行為、その他対象となる行為をするとき	都市建設課 都市計画・ 企業誘致係	<input type="checkbox"/> 玉村町景観条例第16条に基づく事前協議書一式 <input type="checkbox"/> 景観法第16条に基づく行為の届出書一式	玉村町景観条例および景観法に基づく届出

届出・証明・パスポート

会計窓口案内

会計課 ☎64-7700

項目	内容
窓口受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15 ※土日・祝日・年末年始は除きます。
取り扱いできるもの	【町発行の納付書の納税】 ●町税(町県民税、軽自動車税(種別割)、固定資産税、法人町民税、国民健康保険税) ●介護保険料、保育料、給食費、水道料、公営住宅使用料、後期高齢者医療保険料、下水道受益者負担金等 【県発行の納付書の納税】 ●個人の事業税、不動産取得税、自動車税 ※国民年金や県の法人事業税、他市町村の納付書、国税還付金等の取り扱いはできません。 また、通帳の発行、名義変更等も取り扱いできません。
販売しているもの	●群馬県収入証紙(県証紙) ●収入印紙(一部取り扱いしていない金種もあります。詳しい内容については、お問い合わせください。)